

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2020 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例」です。

第 47 講 「指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例」

（確定拠出年金法第 25 条の 2 2020 年度版条文集 P94 ほか）

確定拠出年金の最も大きな特徴は、加入者等が自ら個人別管理資産について運用指図を行うことです。ただし、「指定運用方法」という、運用指図がない場合に自動的に適用される運用方法があらかじめ提示されている場合において運用指図が行われなかったときは、特例として、指定運用方法による運用が行われます（指定運用方法の選定・提示は第 9 講参照）。

指定運用方法が提示されている場合の運用指図の特例に関する規定としては、確定拠出年金法第 25 条の 2（指定運用方法が提示されている場合の運用の指図の特例）、第 54 条の 3（他の制度の資産等の移換があった場合の運用の指図の特例）、第 81 条（企業型年金加入者となった者の個人別管理資産の移換があった場合の運用の指図の特例）などがあり、この他に法令解釈や確定拠出年金 Q & A にも記載があります。まず、確定拠出年金法第 25 条の 2 を見てみましょう。

確定拠出年金法第 25 条の 2 には、指定運用方法が提示されている場合において、どのような手続きを経て指定運用方法による運用が行われるかが定められています。なお、この規定は企業型年金に関する規定ですが、確定拠出年金法第 73 条により個人型年金にも同様に適用されます。

指定運用方法による運用が行われるためには、①「特定期間」を経過しても運用指図が行われていないこと、②特定期間経過後に記録関連運営管理機関等が運用指図を行っていない加入者に「通知」をすること。③「猶予期間」が経過してもなお運用指図が行われていないこと、の要件を満たす必要があります。これらの要件を満たすまでの間は、納付された掛金等は、資産管理機関で資産管理契約の定めに従った管理（銀行勘定貸、預金等）が行われます（確定拠出年金 Q & A No. 148-2）。

「特定期間」とは、原則として加入者資格取得後、最初に掛金が納付された日から起算して 3 カ月以上の企業型年金規約または個人型年金規約（以下「規約」）で定める期間のことです。

「猶予期間」とは、特定期間を経過した日から起算して 2 週間以上の規約で定める期間のことです。

②に記載されている記録関連運営管理機関が行う「通知」とは、猶予期間経過後に運用指図がない場合に指定運用方法が適用されること、及び指定運用方法となる運用方法に関する通知をいいます。

特定期間、猶予期間を定める場合には、特定の者について不当に差別的なものとならないようにしなければなりません（確定拠出年金法施行令第 6 条）、また期間の上限はありませんが、合理的な水準であることが求められ、実際に規約で定める場合には、「〇か月以下」「〇か月以上」といった上下限ではなく、具体的な期間を明記する必要があります（確定拠出年金 Q & A No. 148-4）。なお、特定期間の起算日として「最初に掛金が納付された日」とあることから分かるように、指定運用方法は加入者を対象とした制度であり、運用指図者には原則として適用されません（確定拠出年金 Q & A No. 148-3）。

こうした手続きを経て、指定運用方法による運用が行われた場合は、確定拠出年金法第 25 条の 2 第 2 項に記載されているように、加入者が指定運用方法を選択し、かつ当該指定運用方法に未指定個人別管理資産の全額を充てる運用の指図を行ったものとみなされます。この点について、法令解釈第 4. 2 (4) ②では、より踏み込んだ表現が用いられ、「指定運用方法の運用の結果（利益・損失）について、その責任は加入者本人に帰属する」と記載されています。

なお、指定運用方法による運用が行われることとなる未指定個人別管理資産とは、確定拠出年金法第 25 条の 2 第 3 項の定めにより、個人別管理資産のうち、猶予期間が終了する日までに運用の指図が行われていないもの及び猶予期間終了日後に納付される掛金等について運用の指図が行われていないものをいいます。つまり、改めて加入者による運用の指図が行われるまでは、その後納付された掛金等も含めて、指定運用方法による運用が行われるということです。

また、個人別管理資産や、他の制度の資産又は確定給付企業年金の脱退一時金相当額の移換があった場合には、移換資産のうち運用の指図が行われていないものも未指定個人別管理資産に含まれ、指定運用方法による運用の対象となります。具体的には、他の制度の資産や確定給付企業年金の脱退一時金相当額を企業型年金に移換する場合（確定拠出年金法第 54 条の 3）、確定給付企業年金の脱退一時金相当額を個人型年金に移換する場合（確定拠出年金法第 74 条の 3）、個人別管理資産を企業型年金に移換する場合（確定拠出年金法第 81 条）、個人別管理資産を個人型年金に移換する場合（確定拠出年金法第 82 条の 2）があげられます。前述のように、指定運用方法は原則として運用指図者には適用されませんが、個人別管理資産の移換があった場合については、個人型年金規約第 163 条の 2 により、「運用指図者となった者の個人別管理資産があった場合の運用の指図の特例」として、指定運用方法による運用の対象となります。このほかにも、除外された運用の方法に充てられた資産に指定運用方法を適用することも、規約にその取扱いを記載することにより認められます（確定拠出年金 Q & A No. 148-10）。ただし、いずれの場合も、前述の①～③により、指定運用方法が適用されるための要件を満たしていることが前提となります。

確定拠出年金では加入者が自ら運用の指図を行うことが原則であり、指定運用方法による運用は例外的な措置です。そのため、法令解釈第 4. 2 (4) ①に記載されているように、運営管理機関等は、加入者が自ら運用の指図を行うことを促した上で、指定運用方法の仕組みなどを十分に説明する必要があります。指定運用方法が適用されると加入者が運用指図を行ったとみなされることの影響の大きさを踏まえ、特定期間、猶予期間の経過や、記録関連運営管理機関による通知といった厳格な手続きが要件となるという点を理解することが重要です。

今回は、「事務費の負担」です。

※記載内容は 2021 年 4 月 1 日現在の法令に基づくものです。